

暮らしのお知らせ

支払いが便利になりました

市税納付書のQRコード

これまでの納付方法に加え、市税納付書に印字されたQRコード（eL・QR）に対応する全国の金融機関窓口や、スマートフォン決済アプリでの納付ができるようになりました。

また、地方税お支払サイト（https://www.payment.teltax.lta.go.jp）にアクセスし、納付書のQRコードを読み取ると、クレジットカード決済や指定の口座から振替で納付するダイレクト納付の手続きが可能です。

納付できる税の種類 市・県民税（普通徴収）、固定資産税・都市計画税、軽自動車税（種別割）、国民健康保険税（普通徴収）

次の点に注意してください

○対応するスマートフォン決済アプリは地方税お支払サイトで確認できます

○スマートフォン決済アプリや地方税お支払サイトでの納付の場合、領収証書は発行されません。納税の証明などが必要な場合は、金融機関やコンビニエンスストアで納付し、領収証書の引き換えを受けてください

○地方税お支払サイトの開設に伴い、これまでクレジットカード納付に対応していた「F・RE G.I公金支払い」は、介護保険料と後期高齢者医療保険料のみの取り扱いとなります

○ダイレクト納付の利用には、事前の利用申請が必要です

※くわしくは納税課 ☎20・1519へ。

合、領収証書は発行されません。

納税の証明などが必要な場合は、金融機関やコンビニエンスストアで納付し、領収証書の引き換えを受けてください

行事の時などに

子ども会のバス利用

市内の子ども会は、社会教育施設の見学や体験活動などを行う際に、市の委託バスを利用できます。

利用目的が教育活動にそぐわない場合や予定台数に達した場合は利用できません。

申し込み方法 利用日の前々月の25日（土・日曜日、祝日の場合はその前の平日）までに生涯学習課（市役所5階）にある申請書類に必要事項を書いて同課へ

※くわしくは同課 ☎20・1583へ。

納期限までに支払いを

市税などの納付

市税などは、期限を守って納付してください。納期限までに納めなかった人には、督促状や催告書を送付し、納付を促しています。

口座振替が便利です

納付には、納め忘れがない口座振替をお勧めしています。申し込みは、取扱金融機関の窓口で手続きしてください。

納付が困難な場合は相談を

病気や失業、事業収益の減少など、やむを得ない理由で税金を納期限までに納めることが難しい場合は、必ず納期限内に納税課 ☎20・1519に相談してください。

20・1519に相談してください。日曜開庁日も相談を受け付けています。生活状況などを聞き取った上で、徴収を猶予する制度などもあります。

納期限を過ぎると、年8・7パーセント（納期限の翌日から1カ月を経過する日までは2・4パーセント（令和5年の場合）の延滞金が発生します。

滞納が続く場合は財産調査を行い、預貯金や給与、不動産、生命保険、自動車などの財産を差し押さえる滞納処分を執行します。

※くわしくは納税課へ。

地震に備えて

住宅の耐震化

市では、地震などの自然災害に強いまちづくりを進めています。

無料相談会や補助制度を活用し、地震に備えましょう。

無料相談会を毎月開催しています

住宅の耐震性について、建築士の資格を持つ相談員が分かりやすく説明します。日程などは「困りごと・悩みごと相談室」(23ページ)で確認してください。

耐震化・危険ブロック塀除却費用を補助します

今年度から、住宅の所有者であれば、居住していない場合でも補助が受けられるようになりました。

補助額

○住宅耐震診断補助金：住宅の耐震診断にかかった費用の3分の2（上限8万円）

○住宅耐震改修補助金：住宅の耐震改修にかかった費用の3分の1（上限50万円）

○ブロック塀等除却補助金：危険なコンクリートブロック塀などの除却にかかった費用の2分の1（上限10万円）

※くわしくは建築住宅課 ☎20・1564へ。



高校生相当の子どもたちに

医療費の助成

市では、市に住民記録のある高校生相当年齢(15歳になった後の最初の4月1日～18歳になった後の最初の3月31日)の子どもの医療費の一部を助成しています。

医療機関で保険診療を受けた場合に申請することで、支払った医療費と自己負担額との差額を受け取れます(申請期間は支払日の翌月から2年以内)。申請は日曜日も受け付けています。

また、8月からは現在の償還払い方式から受給券による現物給付へ変更を予定しています。詳細が決まり次第、市ホームページなどでお知らせします。

自己負担額Ⅱ入院1日2000円、通院1回2000円、調剤は無料

(市民税所得割非課税世帯は入院・通院も無料)

申請窓口Ⅱ子育て支援課(市役所2階)・健康増進課(保健福祉館内)、下総・大栄支所

申請方法Ⅱ市ホームページ(http://www.city.narita.chiba.jp/kosodate/p/age136500_0017.html)または申請窓口にある申請書と必要書類を申請窓口へ



※くわしくは子育て支援課(☎20・1538)へ。

設備資金や運転資金に

中小企業資金融資制度

対象Ⅱ中小企業者、新たに事業を始める人

資金の種類と上限額

- 季節資金…300万円
- 一般事業・環境経営支援資金…設備3、000万円・運転1、500万円
- 事業転換・創業支援資金…設備1、500万円・運転750万円
- 小口零細企業保証制度事業資金…設備2、000万円・運転1、000万円

利率(年率)

- 季節資金
- ・ 6カ月以内…1・8%(実質自己負担率0・1%)
- 一般事業・環境経営支援・小口零細企業保証制度事業資金
- ・ 1年以内…1・9%(実質自己負担率0・1%)
- ・ 1年を超え3年以内…2・2%(実質自己負担率0・4%)
- ・ 3年を超え5年以内…2・3%

市長日誌



市長日誌は市ホームページでも公開しています

3月1日(水)～15日(水)

1日	グラウンド・ゴルフチャンピオン大会
2日	スポーツ・フォー・トゥモローカンファレンス スポーツ庁長官表彰式
3日	成田用土土地改良区総代会
5日	成田高校卒業式
7日	中小企業若手人材確保事業合同企業説明会
9日	議会運営委員会 全員協議会 総務常任委員会
10日	3月定例市議会閉会 成田中学校卒業式
11日	伝統芸能まつり実行委員会
12日	生涯大学院卒業式
14日	国際医療福祉大学卒業式 ふれあいるーむ21修了の会 [新しい成田空港]構想検討会
15日	市制施行70周年記念事業実行委員会



感謝状を受け取る(2日)

締結事業者を募集

地球環境保全協定

- (実質自己負担率0・5%)
- ・ 5年を超え7年以内…2・55%(実質自己負担率0・6%)
- ・ 7年を超え10年以内…2・8%(実質自己負担率0・7%)
- 事業転換・創業支援資金…利率はほかの資金と同率、実質自己負担率はほかの資金の半分(季節資金を除く)

※くわしくは商工課(☎20・1622)へ。

市では、持続可能で地球環境にやさしいまちづくりに取り組み、豊かで多様な自然環境を未来につなげるため、市民や事業者との協働により2050年までに二酸化炭素排出量の実質ゼロを目指す「ゼロカーボンシティ」を宣言しています。

その取り組みの一つとして省エネルギー・省資源対策、ごみの適正処理、リサイクルの推進などの活動を行う事業者を募集し「成田市地球環境保全協定」を結んでいきます。

協定を結んだ事業者は、市の融資制度「環境経営支援資金」を受

水田・畑作農家の皆さんへ イノシシなどによる 農作物被害防止

市では、イノシシなどによる農作物被害を防止するための、防護柵の購入費の一部を補助します。ただし、交付決定される前の購入費は対象外です。

対象Ⅱ耕作面積が30アール以上または年間の販売金額が50万円以上の市内の農業者

補助額Ⅱ防護柵の設置にかかる費用の50パーセント(上限2万円)

申請方法Ⅱ市ホームページ(https://www.city.narita.chiba.jp/anshin/page0138_00063.html)または農政課(市役所4階)

にある申請書と必要書類を直接または郵送で同課(〒286-8585 花崎町760)へ

※くわしくは同課(☎20・1541)へ。

住所が変わったら手続きを

転入・転出・転居

引っ越しなどで住所が変わる時は、本人または同一世帯の人が市

民課(市役所1階)、下総・大栄支所、市民課赤坂分室で手続きしてください。代理人が届け出を行う場合は委任状が必要です。住所が変わる人の氏名、生年月日、住所異動日、新・旧住所、新・旧世帯主氏名を確認してください。届出にきた人の本人確認のため、運転免許証、パスポートなどが必要です。

また、住所が変わる人のマイナンバーカード、写真付き住民基本台帳カード(住基カード)なども持ってきてください。外国籍の人は在留カード、特別永住者証明書(旧外国人登録証明書)が必要です。なお、市民課では、毎週日曜日

も各種届け出を受け付けています。マイナンバーカード用電子証明書の発行業務などの停止 システム更新のため、次の作業期間中は、マイナンバーカード用電子証明書の発行・更新などのマイナンバーカードに関する一部の業務を停止します。停止する業務

の内容については市民課(☎20・1525)へ問い合わせてください。停止期間 4月29日(土・祝)～5月7日(日)

※くわしくは同課へ。

道路の走行には気を付けて

農作業での泥汚れ

農作業が増えるこれからの季節は、トラクターなどの農耕用車両で道路を走行する機会が多くなります。道路に落ちた泥や土の塊は、自動車や歩行者などの通行の妨げになり大変危険です。

農作業の後に農地から公道へ出る際は、必ず泥を落としてから走行してください。皆さんのご協力をお願いします。

※くわしくは農政課(☎20・1541)へ。

補助金を交付

住宅用省エネルギー設備

市では、脱炭素社会の実現に向けて、太陽光発電や蓄電池などの住宅用省エネルギー設備の設置に

係る補助金を交付しています。

今年度から、補助対象にプラグインハイブリッド自動車(PHEV・PHEV)を追加するとともに、補助額や要件の見直しを行いました。

補助金の交付要件や補助対象は市ホームページ(https://www.city.narita.chiba.jp/kuashi/page/111200.html)を確認してください。 ※くわしくは環境計画課(☎20・1533)へ。



一部を助成します

私立幼稚園の給食副食費

9～3月に私立幼稚園に支払った給食費のうち、主食以外のおかずなどの副食費を助成します。

対象 私立幼稚園を利用し、市から「子育てのための施設等利用給付認定」を受けている児童の保護者で、次のいずれかに当てはまる人

- 生活保護受給世帯
○令和4年度市民税所得割額が7万7,101円未満の世帯
○小学3年生以下の子どものうち

第3子以降の子どもが幼稚園を利用している世帯

○ファミリーホームまたは里親に委託されている子どもが幼稚園を利用している世帯

対象となる費用 9～3月分の給食副食費

申請書配布場所 各幼稚園、保育課(市役所2階)、市ホームページ(https://www.city.narita.chiba.jp/kosodate/page/141200.html)

申請方法 4月28日(金)までに申請書、領収書などの必要書類、印鑑を持って保育課へ ※くわしくは同課(☎20・1607)へ。

年齢の要件が変わります

雇用促進奨励金

市では、障がい者や高齢者などを雇用した事業主に雇用促進奨励金を支給しています。対象となる労働者の年齢の要件が次の通り変更になります。

ただし、令和4年度下期に支給対象となった事業所で、支給期間が12カ月を満たない場合は引き続き支給できません。

変更となる要件

- 60歳以上の入
○自己の事業所(定年を65歳以上に定めている事業所に限る)に10年以上勤務した定年退職者
※くわしくは商工課(☎20・1622)へ。

開始・中止は早めに連絡を

水道・下水道

水道・下水道の使用開始・中止、名義変更の申し込みはヴェオリア・ジェネッツ(株)成田営業所(☎22・8880)に連絡してください。

同社ホームページ(https://www.jenets.jp/cs/index.cgi?area=06)でも使用開始・中止の申し込みができます。



ニュータウン地区(中台・加良部・赤坂・玉造・橋賀台・吾妻)は県営水道のため、県水お客様センター(☎0570・001・245)へ連絡してください。 ※くわしくは水道部業務課(☎22・0269)、下水道課(☎20・1553)へ。

新たに1カ所を登録

なりた景観資産

市では、市民の皆さんから推薦を募り、成田らしさを感じられて良好な景観を望むことができる場所を「なりた景観資産」として登録しています。景観資産は随時募集していますので、お気に入りの場所を推薦してください。

令和4年度に登録された場所Ⅱいずみ聖地公園の景観

※くわしくは公園緑地課(☎20・156)または市ホームページ(https://www.city.narita.chiba.jp/environment/index0656.html)へ。

住んでいない物件を活用 空き家バンク

市では、所有者が継続して維持管理をすることができない空き家(二戸建て)を有効活用するため、空き家バンクを開設しています。

空き家バンクは、物件情報を市に登録することで空き家バンクホームページ(https://www.akiya-navi.com/unari_akiya_bank)などで公開され、利用希望者を募

ることができる制度です。契約手続きは千葉県宅地建物取引業協会印旛支部の会員が仲介します。

※仲介手数料がかかります。くわしくは建築住宅課(☎20・1564)へ。

成田都市計画の変更

案の概要の縦覧と 説明会・公聴会の開催

飯仲地先の旧成田市場に係る都市計画の変更について、次の通り案の概要を縦覧します。また、説明会や公聴会を行います。

案の概要の縦覧

期間Ⅱ4月10日(月)～24日(月)

縦覧場所Ⅱ都市計画課(市役所5階)

内容Ⅱ市場の変更(市決定)、用途地域の変更(市決定)、高度地区の変更(市決定)

説明会

参加を希望する人は当日直接会場へ。

日時Ⅱ4月15日(土)午前10時から

会場Ⅱ市役所6階中会議室

公聴会

傍聴を希望する人は当日直接会場へ。公述の申し出がない場合は中止となります。

日時Ⅱ5月13日(土)午前10時から

会場Ⅱ市役所6階中会議室
公述を希望する人は

公述人の資格Ⅱ市内に住所のある人、利害関係者(法人含む)

申し出方法Ⅱ都市計画課にある公

述申出書に意見の要旨を添えて直接または郵送で同課(〒286・8585 花崎町760)へ。

申し出者多数の場合台は抽選で公述人を選定(結果は本人に通知)

申し出期間Ⅱ4月10日(月)～24日(月)
(当日消印有効)

※くわしくは同課(☎20・1560)へ。

災害時の情報収集に

防災行政無線 なりたメール配信サービス

地震や大雨などの際に発表される警報など、防災に関する情報は市内149カ所に設置されている防災行政無線やなりたメール配信サービスでお知らせしています。

災害時の情報収集手段として活用してください。

防災行政無線

市では、いち早く防災情報を伝えるため、防災行政無線の放送を行っています。

防災行政無線は、強風や雨などの気象の影響を受ける場合のほか、

気密性が増した住宅では聞き取りにくくなる場合があります。聞き逃した時などは防災行政無線テレホンサービス(☎0120・38・3898)や、市ホームページ(https://www.city.narita.chiba.jp/anshin/index0329.html)へ



市ホームページ



防災情報ツイッター

なりたメール配信サービス

防災に関する情報などを多言語でパソコンやスマートフォンなどに配信しています。

外出している場合などでも屋外の防災行政無線の放送内容を受け取ることができます。配信を希望する場合は事前登録をしてください。登録は無料です。

配信内容(選択可)Ⅱ防災情報、大

気に関する情報、消防情報、防犯・安全情報、防災行政無線情報

対応言語Ⅱ日本語、英語、韓国語、

中国語(簡体字・繁体字)、ポルトガル語、スペイン語、タガログ語、タイ語

登録方法Ⅱ左下のQRコードを読



み取るか、登録用アドレス(narita@sg.jp)に空メールを送信して登録する

※くわしくは危機管理課(☎20・1523)へ。登録方法については、祝日を除く月・金曜日の午前9時～午後5時30分に受託会社バイザー(☎0570・783・773)へ。

将来に備えて

付加年金制度 国民年金基金

国民年金に加入している自営業者やフリーターなどが、将来に備えて年金額を増やすために、付加年金や国民年金基金といった制度があります。

どちらも老齢年金と併せて受給できる終身年金で、任意で加入できます。また、掛け金や受け取る年金は控除の対象となります。

※付加年金制度と国民年金基金の

同時加入はできません。くわしくは、付加年金制度については

保険年金課(☎20・1547)、

国民年金基金については全国国民

年金基金金首都圏支部(☎0120・65・4192)へ。

活用してください

一時保育

一時保育は保護者の就労形態の多様化などにより、一時的に保育が困難となる場合に、乳幼児を保育園などで預かるサービスです。利用条件などの詳細は、実施している施設に確認してください。

また、市では、住民税非課税世帯などの経済的負担を軽減するた

め、一時保育の利用料の一部を補助しています。
※くわしくは、補助制度については保育課(☎20・1607)、そのほかは各施設へ。

土地所有者にも責任が

無許可埋め立ての禁止

市内で土砂などによる500平方メートル以上の埋め立て、盛土、

堆積を行う場合は「成田市土地の埋立て等及び土砂等の規制に関する条例」で定める手続きが必要となります。

許可区域外や無許可での埋め立てなどの違法行為には条例で罰則が定められていて、事業者や施工者だけでなく土地所有者も処罰の対象になります。土地を適正に管理するために、土地所有者は次のことに注意してください。

- 事業者などが手続きを行う際は、自らも市に届ける書類を確認し、控えを保存する
- 土地を提供する場合は隣接地などとの境界を明確にする
- 事業期間中は定期的に見回りをを行い、許可区域外で埋め立てが行われているなど工事が計画通りに実施されていない場合は中止させる

※くわしくは環境対策課(☎20・1532)へ。

利用料の一部を支給

幼児教育・保育の無償化

市では、幼稚園の預かり保育や認可外保育施設などを利用し「保育の必要性の認定」を受けている

児童の保護者に対し、利用料の一部を支給しています。
対象となる利用料は1〜3月分の利用料

請求書記布場所

保育課(市役所2階)、市ホームページ

(https://www.city.narita.chiba.jp/kosodate/page0135_00008.html)

申請方法 4月28日(金)当日消印有効(までに、請求書、領収書、提供証明書などの必要書類を直接または郵送で保育課(〒286-8585 花崎町760)へ。

※くわしくは同課(☎20・1607)へ。

設置費と維持管理費を補助

合併処理浄化槽

合併処理浄化槽は、し尿や台所・洗濯などの生活雑排水を併せて処理する浄化槽です。

市では、合併処理浄化槽の設置や毎年の維持管理に係る費用の一部を補助しています。

単独処理浄化槽やくみ取り便槽から合併処理浄化槽へ設置替えを

行う場合には、撤去工事費などの一部が補助額に上乘せられます。補助を受けるには条件がありますので、必ず着工前に相談してください。

※騒音地域は特例により補助金の限度額が異なります。くわしくは環境衛生課(☎20・1531)へ。

令和5年度の受け付けを開始

ドッグランの利用登録

広沼街区公園(ウイング土屋内にあるドッグラン)の令和5年度の利用登録を開始します。

登録方法 公園緑地課(市役所5階)または市ホームページ(http://www.city.narita.chiba.jp/environment/page0146_00002.html)にあるドッグラン利用登録申請書兼誓約書、愛犬のカラー写真(4×3センチメートル)2枚、鑑札、狂犬病予防注射済票(申請日の1年以内に注射したことが証明できる物)を持って公園緑地課へ

使用料 無料
※くわしくは同課(☎20・1562)へ。

一時保育の実施設

施設名	電話番号
中台第二保育園	29-6676
吾妻保育園	27-5773
高岡保育園	96-0042
赤坂保育園	20-6900
松崎保育園	26-8282
玉造保育園	26-8889
大栄保育園	73-3000
成田保育園	22-0856
宗吾保育園	26-2472
公津の杜保育園	29-6551
成田国際こども園	85-6593
ハレルヤこども園	85-4170
わくわく保育園成田園	37-7775
わくわく保育園並木町園	37-7065
わくわく保育園久住園	29-5090
ことり保育園スカイタウン園	37-7943
ことり保育園公津の杜園	37-3100
なかよし保育園	33-6711
なりたおうちほいくわたぼうし	26-7725
家庭的保育園にこ	090-4056-4405